

船舶法（総トン数20トン以上の日本船舶）

1. 案内情報

- ①手続名：未登録船舶の信号符字の点附申請
- ②手続き根拠：船舶法施行細則第18条
- ③手続き対象者：船舶所有者
- ④提出時期：未登録船舶に信号の符字の点附を必要とするとき又は信号符字の点附を取り消したいとき
- ⑤提出方法：窓口申請
- ⑥手数料：なし
- ⑦申請書様式：未登録船舶の信号符字内定申請書
- ⑧添付書類・部数：なし
- ⑨記載要領・記載例：提出先にお問合せください

2. 窓口情報

- ①提出先：沖縄総合事務局運輸部船舶船員課
(〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館 TEL098-866-1838)
沖縄総合事務局宮古運輸事務所
(〒906-0013 宮古島市平良字下里 1037-1 TEL0980-72-4990)
沖縄総合事務局八重山運輸事務所
(〒907-0002 石垣市真栄里 863-15 TEL0980-82-4772)
- ②受付時間：8：30～17：15（12：00～13：00を除く）

3. 手続情報

- ①審査基準：船舶登録前の信号符字内定の必要性を確認する
- ②標準処理期間：5日
- ③不服申立方法：行政不服審査法によります

未登録船舶の $\left\{ \begin{array}{l} \text{船舶番号} \\ \text{信号符字} \end{array} \right\}$ 内定申請書

年 月 日

沖縄総合事務局長 殿

申請者の氏名又は名称
及び住所

下記船舶の $\left\{ \begin{array}{l} \text{船舶番号} \\ \text{信号符字} \end{array} \right\}$ の内定を申請します。

記

1. 船名
2. 総トン数（計画総トン数）
3. 船籍港
4. 無線電信の有無 有
無（GMDSS 対応設備のうち、以下に該当するものを搭載している場合は（ ）に○を付す。）
 MF 波又は HF 波の狭帯域直接印刷電信装置 (NBDP)
 インマルサット直接印刷電信装置
5. 竣工予定年月日 年 月 日
6. 造船者の氏名又は名称
及び住所
7. 所有者の氏名又は名称
及び住所